「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】 (令和3年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言などを行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)であり、今回公表した数値は、令和3年10月末時点の届出件数を集計したものである。

Ⅱ 届出状況のまとめ

1 外国人を雇用する事業所及び外国人労働者の状況

(1) 令和3年10月末現在、外国人を雇用する事業所数は285,080か所、外国人労働者数は1,727,221人であり、令和2年10月末現在の267,243か所、1,724,328人に比べ、17,837か所、2,893人の増加となった。

外国人を雇用する事業所数及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以降、最高の数値を更新したものの、対前年増加率は、事業所数で6.7%と前年10.2%から3.5ポイントの減少、労働者数で0.2%と前年4.0%から3.8ポイントの減少といずれも減少している。

産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く、全体の 27.0%を占める。対前年増加率をみると、「製造業」(-3.4%)、「卸売業、小売業」(-1.3%)などにおいてマイナスとなっている。【図 1-1、図 2-2、図 9-1、別表 2、別表 4、参考-1、参考-6】

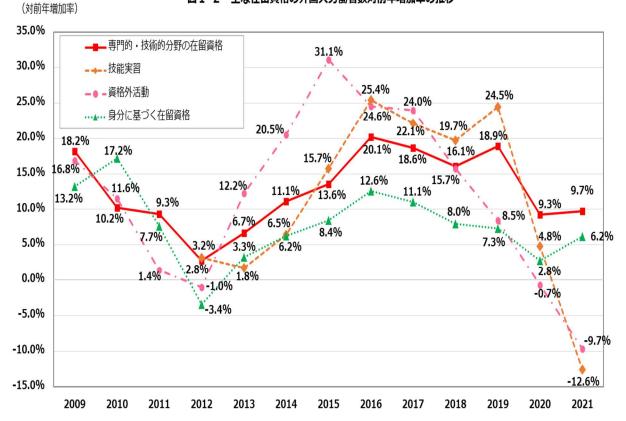
図1-1 在留資格別外国人労働者数の推移



出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末現在)

- 注1:「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。
- 注2:「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
- 注3:「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。
- 注4:「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週28時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

図1-2 主な在留資格の外国人労働者数対前年増加率の推移

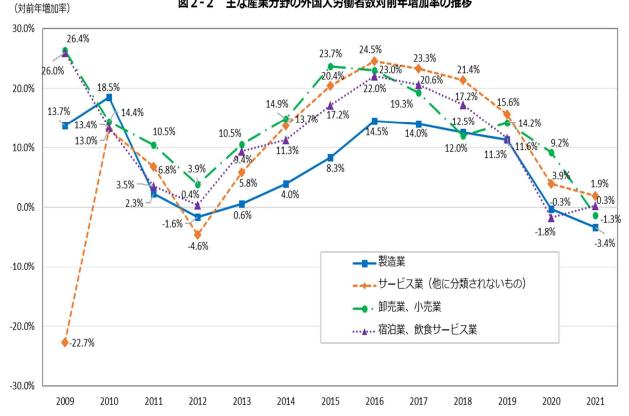


(年)









(2) また、このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は19,226か所、 当該事業所で就労する外国人労働者数は343,532人であり、それぞれ事業所数 全体の6.7%、外国人労働者数全体の19.9%を占めている。前年比では、221か 所(1.2%)、1,353人(0.4%)の増加となっている。【別表2、参考-1】

2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、ベトナムが最も多く 453,344 人であり、外国人労働者数全体の 26.2%を占める。次いで、中国 397,084 人(同 23.0%)、フィリピン 191,083人(同 11.1%)の順となっている。

対前年増加率が高い上位3か国をみると、ペルー(2,327人増8.0%)、フィリピン(6,333人増3.4%)、ブラジル(3,865人増2.9%)の順となっている。一方、中国は前年比で22,347人(5.3%)減少し、韓国が同1,259人(1.8%)、ネパールが同1,368人(1.4%)それぞれ減少している。【図3、別表1、参考-4】

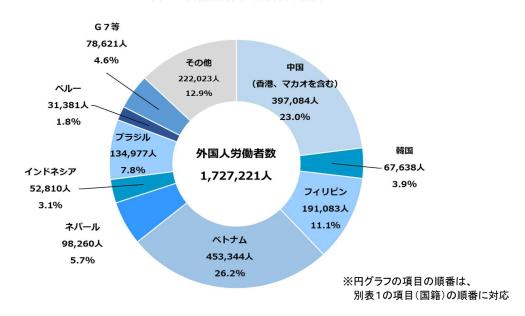


図3 国籍別外国人労働者の割合

(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が最も多く 580,328 人で、外国人労働者数全体の 33.6%を占める。次いで「専門的・技術的分野の在留資格 ²」が 394,509 人(同 22.8%)、「技能実習」が 351,788 人(同 20.4%)の順となっている。

前年比では、「特定活動」が20,363人(44.7%)増加し、「専門的・技術的分

¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

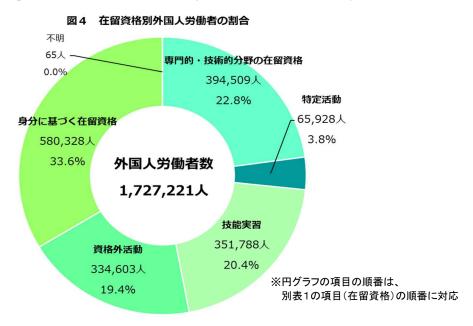
² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企 業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

野の在留資格」は、34,989人(9.7%)の増加となっている。

一方、「資格外活動」のうち「留学」は前年比で 38,963 人(12.7%)減少しているほか、「技能実習」についても同 50,568 人(12.6%)減少している。【図4、

別表1、参考-5】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成31年4月に創設された 在留資格「特定技能」の外国人労働者数は29,592人³となっている。【別表9】



(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムでは「技能実習」が 44.6%、次いで 「資格外活動」のうち「留学」が 24.2%を占めている。

中国では「専門的・技術的分野の在留資格」が 31.7%、「身分に基づく在留資格」が 31.5%となっている。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」が 73.7%を占めており、その内訳をみると「永住者」がフィリピン全体の 43.6%となっている。

ブラジルでは「身分に基づく在留資格」が 99.0%を占めており、その内訳を みると「永住者」がブラジル全体の 49.1%となっている。

インドネシアでは「技能実習」が 56.3%を占めており、ネパールでは「資格外活動」のうち「留学」が 37.1%を占めている。

G 7 等⁴及び韓国では「専門的・技術的分野の在留資格」がそれぞれ 55.3%、42.4%を占めている。【別表 1】

³ 出入国在留管理庁が公表している特定技能外国人数は令和3年9月末時点で38,337 人となっている。「技能実習」から「特定技能」へ移行する場合など、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないこと、また、事業主が外国人雇用状況届出を提出するまでは雇入れから一定の期間が設けられていることなどから、一致した数値とはならない。 ⁴ G 7 等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 都道府県別の割合をみると、東京が25.7%、愛知が7.9%、大阪が7.6%の順となっている。【図5、別表2】

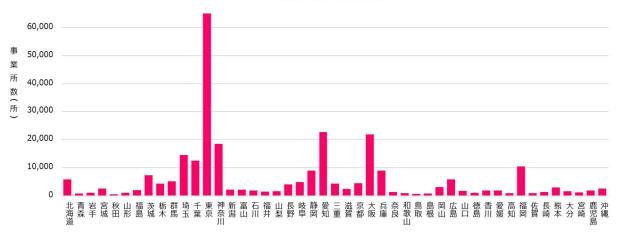


図5 都道府県別外国人雇用事業所数

また、都道府県別の増加率をみると、栃木(前年比 16.5%)、和歌山(同 14.5%)、 山梨(同 12.0%)の順となっている。一方で、鳥取では、-0.8%とマイナスに なっている。【参考-7】

(2) 産業別の割合をみると、「卸売業、小売業」が 18.5%、「製造業」が 18.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が 14.3%の順となっている。

また、産業別の増加率をみると、「医療、福祉」(前年比 19.2%)、「卸売業、小売業」(同 9.2%)、「宿泊業、飲食サービス業」(同 9.2%)の順となっている。

【図6、別表4、参考-2】

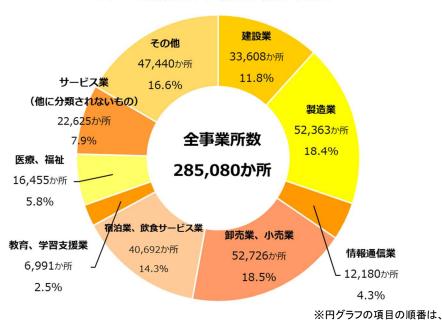


図6 産業別外国人雇用事業所の割合

別表4の項目(産業)の順番に対応

(3) 事業所規模別の割合をみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所 数全体の 61.1%を占めている。

事業所数はいずれの規模において増加しており、「30人未満」規模の事業所が 前年比で 7.9%増と、最も高い増加率となっている。【図7、別表8、参考-3】

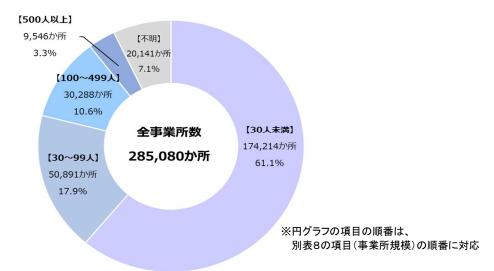


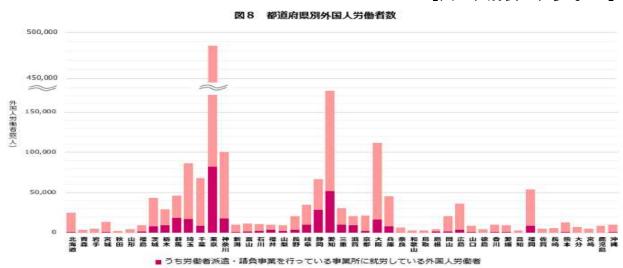
図7 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

4 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 都道府県別の割合をみると、東京が28.1%、愛知が10.3%、大阪が6.5%の順となっている。

また、都道府県別に外国人労働者数の増加率をみると、山梨(前年比 10.1%)、 茨城(同 9.8%)、和歌山(同 8.8%)の順となっている。一方で、鳥取(前年 比-8.7%)、愛媛(同 -8.3%)及び佐賀(同 -7.4%)などでマイナスとなって いる。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の 割合をみると、滋賀が46.1%、静岡が43.2%、群馬が39.8%の順となっている。



【図8、別表2、参考-7】

(2) 都道府県別・在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が高いのは、東京 34.5%、京都 29.6%、沖縄 28.8%の順となっており、「技能 実習」の割合が高いのは、宮崎 65.3%、鹿児島 61.9%、愛媛 61.8%の順となっている。

「資格外活動」の割合が高いのは、福岡 36.5%、宮城 32.1%、東京 29.6%、「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは、静岡 59.3%、滋賀 56.0%、山梨 52.3%の順となっている。【別表 3】

(3) 産業別の割合をみると、「製造業」が27.0%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が16.3%、「卸売業、小売業」が13.3%となっている。

【図9-1、別表4】

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の状況を産業別にみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者数全体の14.9%にあたる69,461人、労働者派遣業を含む「サービス業(他に分類されないもの)」では、同70.0%にあたる197,583人となっている。【図9-2、別表4】

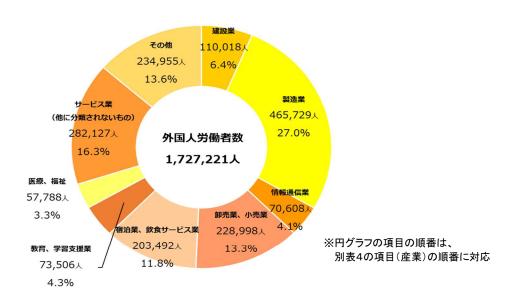
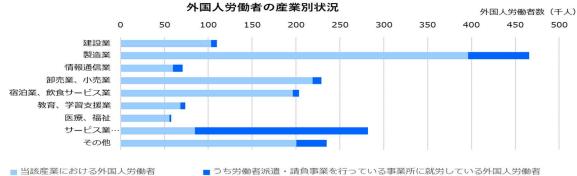


図9-1 産業別外国人労働者数の割合

図9-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している



フラカ側有水道・萌兵争来で1]フている争来がに処力しているが国人力関

(4) 都道府県別・産業別にみると、多くの地域で「製造業」の割合が高く、特に愛媛では「製造業」が58.3%となっている。【別表5】

在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」19.3%、「卸売業、小売業」14.1%、「情報通信業」13.5%となっている。また、「技能実習」では、「製造業」が51.2%を占めている。「身分に基づく在留資格」では、「製造業」が28.8%、「サービス業(他に分類されないもの)」が24.2%となっている。【別表6】

国籍別・産業別にみると、ブラジル、インドネシア、ペルー、ベトナム、フィリピンでは、「製造業」が最も高い割合を示し、それぞれ 40.9%、38.4%、36.9%、35.7%、34.2%となっている。中国、韓国では「卸売業、小売業」がそれぞれ20.4%、20.1%、ネパールでは「宿泊業、飲食サービス業」が30.1%、G7等では「教育、学習支援業」が38.7%と最も高い割合を示している。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高く、それぞれ 52.8%、41.8%となっている。【別表7】

(5) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所で就労する者が最も多く、 外国人労働者数全体の35.9%を占めている。【図10、別表8】

